

令和2年度 いばらきテーマ型募金運動実施要項

1. 目的

茨城県共同募金会(以下「本会」という。)は、地域課題や社会課題解決に取り組む団体の活動を財政面から支援することを目的に、共同募金運動の期間拡大を活用したテーマ型募金を実施します。

この募金は、あらかじめ本会が募集するテーマ型募金参加団体として承認された団体の活動に対し、寄付者が団体及び活動を選択して寄付するものです。

2. 参加対象団体

社会福祉を目的とする事業を実施し、下記要件を満たしている団体とします。

- (1) 団体の所在地及び活動範囲が茨城県内であること。
- (2) 5人以上の会員で組織し、団体としての活動実績が1年以上であること。
- (3) 法人格の有無は問わないが、団体の規約、活動計画、予算、活動報告、決算等が整備されていて、かつ公開できること。
- (4) 政治活動・宗教活動を主な目的とした団体でないこと。
- (5) 共同募金の一環として、広く募金を呼びかけることができること。

なお、複数の団体が連名で参加することも可能とします。

3. 助成対象となる活動分野

公的制度では解決できない具体的な地域課題・社会課題の解決に取り組む活動を対象とします。

- (1) 生活困窮者への支援活動
- (2) 社会復帰を支援する活動
- (3) 虐待防止活動、虐待を受けている人への保護活動
- (4) 自殺予防活動
- (5) 難病者への支援活動
- (6) 犯罪被害者・家族への支援活動
- (7) 障害者の地域移行を支援する活動
- (8) 地域で孤立しないための活動、孤立した人への支援活動
- (9) 生活課題を抱える人たちを支援する活動
- (10) その他、福祉に係る地域課題・社会課題の解決に取り組む活動

4. 助成対象となる費用

3の活動を行う経費とし、人件費、管理運営にかかる経費は対象としない。

5. 募金活動

(1) 募金期間

令和3年1月1日から3月31日までとします。

なお、募金運動期間後に寄せられた募金は翌年度のテーマ型募金の財源とします。

(2) 寄付依頼活動

① 本会

ア 関係機関・団体及び報道機関等への周知とともに、ホームページでの情報提供。

イ 募金活動の運動資材の提供、貸与。

ウ 参加団体相互の連携、調整。

② 参加団体

ア 当該団体の掲げたテーマに対する募金活動を主体的かつ積極的に行うこと。

イ 本会が提供する資材(チラシ・振込用紙等)を活用し、当該団体の募金活動計画に基づいて実施すること。

(3) 募金の取扱い

集められた募金は「共同募金」として取扱い、全額を本会へ送金いただきます。必要に応じて本会より寄付者へ領収書を発行します。

(4) 募金に係る経費

募金の入金管理や広報用資材作成等の経費として、団体に寄せられた募金額の10%を事務手数料として負担いただきます。ただし、募金額が10万円未満の場合は負担はなしとし、上限は10万円とします。

6. 申請方法(参加申し込み)

所定の申請用紙(※)に必要事項を記入し、添付書類とともに令和2年6月12日までに本会あて提出してください。※申請用紙は本会ホームページからダウンロードできます。

なお、助成申請をもって参加団体としての参加申請も兼ねます。参加の決定については、配分委員会による審査を経て決定します。決定時期は、令和2年6月下旬を予定しています。

7. 助成額について

原則として団体に寄せられた募金の全額を助成額とします。また、各団体への募金額は本会予算の範囲内で金額を加算し助成します。

実績額	助成額
～ 1万円未満	実績額のみ
1万円～ 5万円未満	実績額+2万円
5万円～40万円未満	実績額×1.5
40万円以上	実績額+20万円

8. 助成事業を実施する期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。

9. 事業の広報、変更、報告及び返還等について

- (1) 事業実施の際には共同募金の助成金により実施している旨の明示及び完了後の周知・広報を必ず実施してください。
- (2) 助成決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更する場合、本会の承認を得ることとします。
- (3) 事業完了後、1ヶ月以内に指定の様式により本会へ報告してください。
- (4) 助成金を指定事業に使用せず、他の事業に充当した場合や中止した場合は、助成決定を取消し、助成金の全額または一部の返還を求めることがあります。
- (5) 助成金に剰余金が生じた場合は、その同等額を本会の一般募金に募金していただきます。

10. 募金活動及び助成活動日程

令和2年 6月12日 助成申請書提出期限

6月下旬 配分委員会による参加団体の選定及び助成計画の承認

8月～ 9月 参加団体に対する説明会の開催

10月～12月 参加団体による共同募金運動の準備

令和3年 1月～3月 参加団体による共同募金運動

4月 4月中に募金実績をまとめ、助成額の概算を各団体に示すが、正式な決定額は配分委員会後に通知する。ただし、助成対象とする経費は4月1日に遡及して適用する。

6月 助成額の決定(助成対象事業は4月から実施可能)

随 時 意見・情報交換会等の開催

11. 問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県共同募金会(担当:阿久津)

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内

TEL: 029-241-1037 FAX:029-244-1993

E-mail:akutsu@akaihane-ibaraki.jp

HP:<http://www.akaihane-ibaraki.jp>